長 医 発 第 ２ ２ ４ 号
平成２８年 ４ 月２３日

各 郡 市 医 師 会 長　殿

長 崎 県 医 師 会 長
蒔　本　　恭

平成28年熊本地震による被災者に係る難病等の公費負担医療に関するＱ＆Ａについて

標記について、県国保健康増進課から別紙のとおり情報提供がありました。

つきましては、主な内容は次のとおりでありますので、貴会におかれましてもご了知下さるようお願いいたします。

○平成28年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いにつきましては、４月15日に事務連絡がなされていますが、厚生労働省健康局難病対策課では、被災患者さんからの質問が多いと思われる事項について、Ｑ＆Ａを作成したとのことです。

○なお、当該Ｑ＆Ａは、平成28年４月22日時点でのものであり、今後、変更がありうるのでご注意頂きたいとのことです。（その旨、Ｑ＆Ａの最後にも記載されています。）

（担当者［五輪、光嶋］・文書システム［有］・メール［有］）

「難病の患者さま、慢性の疾病を抱えるお子さまのご家族の皆さまへ」

～平成 28 年熊本地震で被災された方は、受給者証などは不要です！～

Ⅰ　被保険者証について

Ｑ　自宅などが被災して、医療保険の被保険者証がありません。病院を受診したいのですが、大丈夫でしょうか。

Ａ　平成 28 年熊本地震で被災された方は、被保険者証がなくとも病院などの受診は可能です。薬局で薬を受け取ることができます。

病院、薬局などの窓口で、[1] 氏名、[2] 生年月日、[3] 連絡先（電話番号等）、[4] 加入している医療保険の保険者が分かる情報（企業等で雇用されている方・家族の保険の場合は事業所（会社）名、それ以外の国民健康保険の場合は住所（国民健康保険組合の場合は組合名も）、75 歳以上の方の後期高齢者医療制度の場合は住所）、を伝えてください。

Ｑ　自宅などが被災して、介護保険の被保険者証がありません。介護サービスを受けたいのですが、大丈夫でしょうか。

Ａ　平成 28 年熊本地震で被災された方は、介護保険の被保険者証がなくとも介護サービスを利用できます。

介護事業者に、[1] 氏名、[2] 住所、[3] 生年月日を伝えてください。

Ⅱ　受給者証、指定医療機関について

Ｑ　自宅などが被災して、医療受給者証がありません。病院を受診したいのですが、自己負担は軽減されますか。

Ａ　平成 28 年熊本地震で被災された方は、医療受給者証がなくとも病院や薬局の窓口で自己負担が軽減されます。これらの窓口で、医療受給者証の交付を受けていることを申し出、氏名、生年月日及び住所を伝えてください。

Ｑ　自宅などが被災して、医療受給者証に記載されている指定医療機関での受診ができません。他の医療機関でも大丈夫でしょうか。

Ａ　平成 28 年熊本地震で被災された方は、緊急の場合には、医療受給者証に記載されていない指定医療機関で受診した場合も自己負担が軽減されます。

　また、指定医療機関以外の医療機関（仮設医療機関等で一定の要件を満たすものも含みます。）でも自己負担が軽減されます。

Ⅲ　自己負担について

Ｑ　避難により、所持金があまりないのですが、病院を受診しても大丈夫でしょうか。

Ａ　平成 28 年熊本地震で被災された方は、病院、薬局などの窓口で支払う一部負担金が一定期間猶予される場合があります。詳しくは、受診される病院など又は加入されている医療保険の保険者の窓口でお尋ねください。

Ⅳ　処方せんについて

Ｑ　普段飲んでいる薬がなくなりそうですが、交通の遮断等により、病院を受診し処方せんをもらうことができません。近くの薬局で薬をもらうことはできますか。

Ａ　平成 28 年熊本地震で被災された方は、事後的に処方せんが発行されることを条件として、病院などを受診しなくとも、お近くの薬局で受け取ることができます。

　ただし、交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況など、客観的にやむをえない理由により、医師の診断を受けることができない場合であって、医師との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できる場合に限られますので、まずは薬局で相談してください。

※上記の Q&A は平成 28 年４月 22 日時点でのものであり、今後、変更がありうるのでご注意ください。